様式第１号（第７条関係）

岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金

交付申請書兼実績報告書

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

（代理人の身分及び氏名　　　　　　　　　　　　）

申請者と被害者の続柄

申請者の住所

電話番号 （ ） －

岐阜県犯罪被害者等に係る被害者参加制度弁護士費用助成金の交付を受けたいので、下記のとおり、交付の申請及び実績の報告をします。

１　犯罪による被害について（分かる範囲でご記入ください。不明な箇所は空欄で結構です。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被害を受けた方 | 氏 名 |  |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 被害を受けた時 | 年 月 日 | |
| 被害を受けた場所 | （市区町村名） | |
| 被害の概要 |  | |
| 取扱警察署 | 警察署 | |
| 被害届等受理番号 |  | |

２　弁護士委任契約について

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所名 |  |
| 事務所住所 |  |
| 弁護士名 |  |

３　助成金の対象となる弁護士委任契約について、国、他の地方公共団体又は日本司法支援センター（通称：法テラス）による被害者参加制度への対応を弁護士に依頼するための支援の有無

　　□ なし　　　　　□ あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４　申請者（犯罪被害者家族及び遺族が申請する場合にあっては、申請者及び犯罪被害者）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しません。

　 □ はい　　　　　□ いいえ

５　着手金について

|  |  |
| --- | --- |
| 着手金の額 | 金　　　　　　　　 円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 着手金の支払日 | 年 　 月 　 日 |

６　交付申請額

|  |  |
| --- | --- |
| 金　　　　　　　　　　円 | 200,000円を超える場合は、200,000円とする。 |

７　助成金振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込口座 | 銀行・金庫・組合・農協 本店・　　　　　支店 | |
| 種別（ 当座 ・ 普通 ）  口座番号 |  |

助成金支給のため、県が警察及び上記２に記載した弁護士等の関係機関に対し、必要な情報を照会することについて同意します。

申請者　　　　　　　　　　　　　　（自署）

岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）の提出に際しては、次に掲げる書類を添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類 | □ 刑事訴訟法第316条の34から第316条の38までに規定する行為を弁護士に委託していることを証明する書類（委任契約書の写し等）  □ 刑事訴訟法第316条の34から第316条の38までに規定する行為を弁護士に委託する契約に係る着手金の金額及び申請者がその着手金を支払ったことを証明する書類（領収書の写し等）  □ 犯罪被害者が犯罪を受けた時に岐阜県内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍附票の写し等）  □ その他知事が必要と認める書類  □ 振込先預金通帳の表紙（口座番号及び口座名義が分かるもの）の写し  ア　申請者が犯罪被害者の配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又は犯罪被害者の法定代理人である場合  □ 申請者と犯罪被害者の関係性を証明する書類（戸籍謄本又は抄本等）  イ　被害者参加人が成年被後見人、被保佐人、被補助人など、やむを得ない事情により申請ができない場合において、代理人が申請する場合  □ 被害者参加人が申請できないことを証明する書類（成年被後見人等の登記事項証明書の写し等）  □ 被害者参加人と代理人の関係性を証明する書類  【注意】  ※住民票の写しその他の証明書については、発行日から３か月以内のもの  ※住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの |